



平成 21 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 富士フイルムホールディングス株式会社  
代 表 者 の  
役 職 氏 名 代表取締役社長 古 森 重 隆  
(コード番号：4901 東証第一部・大証第一部・名証第一部)  
問 合 せ 先  
責 任 者 経営企画部 IR 室長 吉 沢 勝  
電 話 番 号 03 (6271) 1111

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更について、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 113 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引にかかる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日付で施行され、上場会社の株式は振替制度に一斉に移行された(いわゆる「株券電子化」)。

これに伴い、株券の存在を前提とする規定を削除し、また、決済合理化法の施行により「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたため、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する規定を削除する。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は、株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱うため、経過措置として、その旨附則を設ける。

また、上記変更に伴う条数の変更を行う。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおり。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第 9 条 (1)当社の単元株式数は、100 株とする。 <u>(2)当社は、前条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。 但し、株式取扱規程に定めるところに ついてはこの限りでない。</u>	第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 (削除)
第 10 条 当社の株主(実質株主を含む、以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

<p>①   (省略) ④</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第12条 (1)   (省略) (2) (3) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第13条   (省略) 第37条</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>以上</p>	<p>①   (現行どおり) ④</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (1)   (現行どおり) (2) (3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第12条   (現行どおり) 第36条</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</u></p> <p>以上</p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成21年6月26日

定款変更の効力発生予定日

平成21年6月26日

以上